

○公立大学法人福岡県立大学情報処理センター規則

法人規則第49号
平成18年4月1日

(設置)

第1条 公立大学法人福岡県立大学組織規則第3条第2項の規定に基づき、福岡県立大学情報処理センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学内情報ネットワークシステム（学内LAN）の管理、情報処理（統計処理）の支援及び学生の情報処理教育に寄与することを目的とする。

(施設)

第3条 当分の間「情報処理室」をセンターの施設に充てる。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長の選考については、別に定める。
- 3 センター長がその職務を遂行できない場合には、センター教員（専任又は兼任）のうちから、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(組織)

第5条 センターは次に掲げる者をもって組織し、それぞれ理事長が任命する。

- (1) センター長
 - (2) センター教員（専任） 若干名
 - (3) センター教員（兼任） 若干名
- 2 前項第3号のセンター教員（兼任）の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営部会)

第6条 センターの運営を円滑にするためセンター運営部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は次に掲げる部会員をもって運営する。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる者
 - (2) 人間社会学部若干名、看護学部若干名
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 経営管理部の職員1名
 - (5) 部会が必要と認め、追加した部会員

(部会の審議事項)

第7条 部会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理及び運用に関すること。
- (2) 情報ネットワークシステムの管理及び運用に関すること。
- (3) 情報処理システム及び情報ネットワークシステムの将来構想に関すること。
- (4) 情報処理にかかわる組織及び体制に関すること。
- (5) その他情報処理にかかわる重要な事項に関すること

(部会員の任期)

第8条 第6条第2項第2号に定める部会員の任期は、2年とする。

- 2 部会員の再任は妨げない。
- 3 欠員補充による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第9条 部会に部会長、副部会長を置く。

- 2 部会長は、センター長をもって充てる。
- 3 副部会長は部会長が各学部から指名する。
- 4 部会長に支障があるときは、副部会長がその職務を代行する。

(会議)

第10条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 議決は出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会は、必要と認めるときは部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(小部会)

第11条 部会は必要に応じて小部会を設置することができる。

- 2 小部会は、部会長が指名する本学専任の教職員で構成する。
- 3 小部会の長は、小部会構成員の互選による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(福岡県立大学情報処理センター規程の廃止)

- 2 福岡県立大学情報処理センター規程は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の第6条第2項第2号の部会員の任期は、1年とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。